

資料提供

平成28年2月12日
部署名 教育委員会経営企画担当
担当 田坂, 倉本
内線 4931, 4936
直通 082-513-4936

報道関係者各位

「広島県 教育に関する大綱」の策定について

この度、平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、知事において策定することが求められている「教育に関する大綱」について、次のとおり策定しました。

「広島県 教育に関する大綱」の概要

■「広島県 教育に関する大綱」は

- ✓ 教育委員会が所管する施策
- ✓ 知事部局が所管する施策
- ✓ 教育委員会と知事部局が連携して取り組む必要がある施策

をあわせた[今後おおむね5年間の本県教育施策全般の基本的方向性](#)を整理

「広島県 教育に関する大綱」

3つの柱

幼児期から
大学・社会人
まで

オール広島県

広島らしさ

◎大綱全体を貫くコンセプトとなるテーマ

一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して
新たな価値を創造する人づくり

◎「本県教育の現状」「本県の育成すべき人材」など、 4つの柱で構成する総論

◎「学校教育」に関すること、「学校教育等を支える環 境」に関することなど、9つの各論

■ 大綱策定までの経緯

総合教育会議の設置

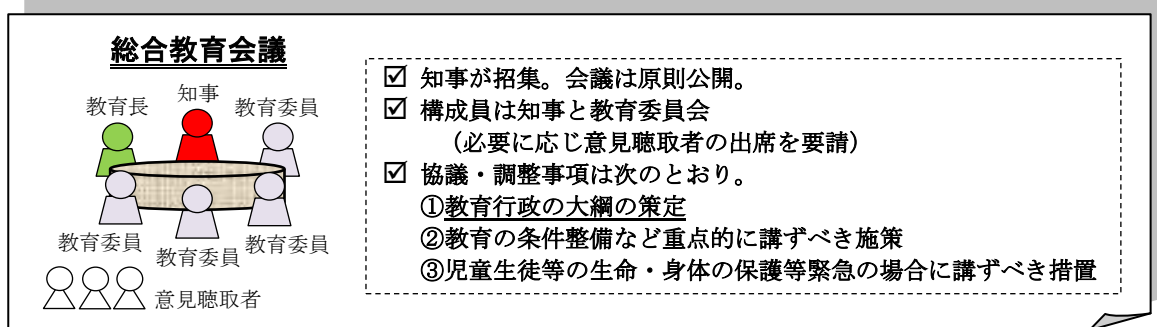
▼地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係部分抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（総合教育会議）

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置



総合教育会議における「教育に関する大綱」についての議論

■ 第1回総合教育会議（平成27年6月4日）

【協議題】 広島県「教育に関する大綱」について

【議論の概要】 「『教育に関する大綱』策定の基本的な考え方」及び「広島県『教育に関する大綱』に盛り込む項目（案）」を提示。知事，教育長及び教育委員で議論。

■ 第2回総合教育会議（平成27年8月24日）

【協議題】 広島県「教育に関する大綱」（素案）について

【議論の概要】 第1回会議での議論を踏まえた「教育に関する大綱」（素案）を提示。外部有識者からの意見聴取。外部有識者，知事，教育長及び教育委員で議論。

■ 第3回総合教育会議（平成27年11月5日）

【協議題】 広島県「教育に関する大綱」（案）について

【議論の概要】 第2回会議での議論を踏まえた「教育に関する大綱」（案）を提示。知事，教育長及び教育委員で議論。